

認定動物園支援事業部会の審議状況について

1 認定動物園支援事業部会の担当事務

- (1) 動物園に係る施策（認定動物園制度その他これに付随する支援策）に関すること
- (2) 認定動物園の認定に関すること（認定審査）
- (3) 認定動物園に対する助成に関すること（助成審査）

※上記のうち、(2)(3)は(1)の施策に関する審議により、認定動物園制度が決定した後に生じる認定及び助成に係る審査を指している。

※なお、(2)(3)は、当部会の決議を本会議の決議とみなすこととしている（札幌市動物園条例第23条第10項に基づき、令和4年6月25日市民動物園会議（本会議）で決定。）。

2 認定動物園支援事業部会に付託された諮問事項

令和4年6月17日付、札幌市長より市民動物園会議に諮問された事項について、6月25日開催の第42回市民動物園会議において、「動物園条例第10条に基づく、認定動物園制度に係る認定要件及び助成制度（案）等」について付託されている。

3 会議開催状況

回数	日時	議事
第1回	令和4年8月1日（月） 10時00分～12時00分	1. 自己紹介 2. 部会長の互選及び職務代理者の指名 3. 部会に付託された審議事項(条例概要含む)及び検討スケジュール 4. 認定動物園制度のあり方 5. 次回会議の予定
第2回	令和4年9月12日（月） 11時00分～13時00分	1. 第1回会議の総括 2. 認定制度案の全体像及び認定メリットの設定について 3. 動物園の定義の要件基準について 4. 助成その他必要な支援策について
第3回	令和4年10月18日（火） 15時00分～17時00分	1. 第2回会議の総括及び認定要件に対する意見集約結果について (1)「野生動物を主とした」について (2)「野生動物の繁殖による生息域外保全の取組」について (3)「動物福祉の向上」に係る認定要件について (4)各認定区分・項目における優れた取組の評価方法について 2. 認定に係る制度内容について 3. 助成その他必要な支援策について
第4回	令和4年11月8日（火） 15時00分～17時00分	1. 第3回会議後の検討課題及び動物福祉に係る認定要件について

回数	日時	議事
		2. 認定要件、審査基準、提出書類、実地調査箇所の整理案について 3. 認定の取消しの運用方法について 4. 助成金制度（助成対象事業・対象経費）について
第 5 回	令和 4 年 12 月 20 日（火） 15 時 00 分～17 時 00 分	1. 検討事項の整理結果について 2. 認定動物園制度の答申案について 3. 今後のスケジュールについて

※ 第 1 回会議は対面、第 2 回～5 回はオンライン会議で開催

- 4 認定動物園制度に係る認定要件及び助成制度(案)の審議結果について
上記の 5 回の会議による議論を経て、資料 2 - 3 の「認定動物園制度に係る認定要件及び助成制度(答申案)」を承認いただいた。

【概要】資料 2 - 2 のとおり

- 5 市民動物園会議意見の検討結果

2022 年 11 月 4 日に開催した市民動物園会議における意見については、以下のとおり検討しました。

意見	検討結果
動物福祉への配慮があまりできていないのに、1 種だけ繁殖ができていれば域外保全が認められ、1 種でも調査研究、教育活動ができていれば、認定されるという制度でよいのかは疑問	認定動物園（旧：B 認定）の動物福祉に関する要件に、以下を追加しました。 【趣旨】 動物を飼育することに対する姿勢と実践的かつ広がり期待できる取組を認定要件とすることで、現状で終わらず、改善に取り組む機運を高める。 【追加の要件】 ・動物園の組織全体の取組指針をまとめたものにおいて、良好な動物福祉を確保するという意思が確認でき、 <u>公表されていること</u> ・飼育マニュアルを 1 種以上整備し、 <u>今後増やしていく予定があること</u> ・1 種以上の飼育動物について、動物福祉を定期的に評価し、 <u>その結果に応じた改善に取り組んでいること</u>

意見	検討結果
<p>認定区分の名称は、B が標準的な動物園で、A は特別（優良）な動物園という位置づけと思われる。</p> <p>B 認定がレベルの低い動物園とみなされないようなネーミングの工夫が必要ではないか。</p> <p>「準認定」が、条例対象外であるにも拘わらず、認定対象と思われるネーミングとなると適当ではないのではないか。</p>	<p>全体の制度名を「さっぽろの動物園 StepUp 制度」とするとともに、区分名を「優良認定動物園」「認定動物園」「準認定施設」とした。</p> <p>【ネーミングの趣旨】</p> <p>「さっぽろの動物園 StepUp 制度」 現状の取組を市の支援によりステップアップしていく制度。</p> <p>「優良認定動物園」 条例第 2 条第 3 号の動物園の定義に該当するだけでなく、第 2 章（第 7 条～9 条）に列挙する取り組みを実践する優良な動物園であることを認定する。</p> <p>「認定動物園」 条例第 2 条第 3 号の動物園の定義に該当する動物園であることを認定する。</p> <p>「準認定施設」 認定動物園に該当するためにはあと一步取組が足りないが、認定動物園を目指す施設として市の支援をうける対象施設とする。条例対象であると誤解を受けないよう「動物園」を名称に入れないよう配慮。なお、当該施設であることを市（名簿）に「登録」する仕組みとしている。</p>
<p>調査研究について、情報の収集、記録、分析、考察などが要件となっているが、それらの活動が成果として共有されていないのでは不十分では？ （その点はどう評価するのか部会で議論されているか？）</p>	<p>優良認定動物園の要件に、以下を加えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果をインターネット等の不特定多数が閲覧できる場所に置いて公表していること ・記録された研究データが動物種、研究内容等の分類で整理され、データ及び紙媒体等の資料を検索することができるよう長期的に保存されていること

5 今後の予定

時期	内容
令和 5 年 2 月中	認定及び助成に関する実施要綱の制定
令和 5 年 3 月中	動物園条例の未施行条文の施行日を定める規則制定。 （全部施行） 認定制度（申請受付）開始（認定された動物園があった場合） （助成金申請受付は、令和 5 年 7 月以降の見込み）
令和 5 年秋	認定動物園対象の研修会実施
令和 6 年 1～3 月	（仮称）保全活動連携協議会開催
令和 6 年 5 月頃	認定動物園対象の研究発表会開催

